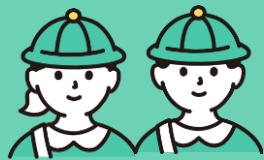


令和8年10月から、幼児教育・無償化の給付上限額が見直しされます



幼稚園、
保育所、
認定こども園

無償

(私立幼稚園は月額2万8,000円(※1)まで、
国立大学附属幼稚園は月額8,700円まで)
✓満3～5歳児クラスが対象。(※1)見直し前25,700円

✓3～5歳児
✓保育の必要性
がある

(幼稚園・認定こども
園を利用する満3歳
クラスも対象)

保護者がお勤め、
ご病気、就学中
など

幼稚園、
認定こども園
の預かり保育

幼稚園利用料の無償化(月2.8万まで)
に加え、利用日数に応じて無償
(月間利用日数×490円(※2)と
月額1万2,300円(※3)の低い額まで)

(※2)見直し前450円(※3)見直し前1万1,300円

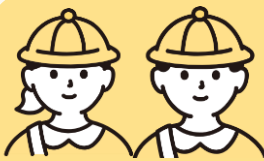
✓3～5歳児クラスが対象。市民税非課税
世帯は下記のとおり。

認可外保育施設、
一時預かり事業、
病児・病後児保育、
ファミサポ(預かり)
など 併用可能

月額4万300円(※4)まで無償

(※4)見直し前3万7,000円

✓3～5歳児クラスが対象。市民税非課税
世帯は下記のとおり。



✓3～5歳児
✓保育の必要性
がない

(幼稚園・認定こども
園を利用する満3歳
クラスも対象)

専業主婦(夫)家庭など

保育所、
幼稚園、
認定こども園

無償

(私立幼稚園は月額2万8,000円(※5)まで、
国立大学附属幼稚園は月額8,700円まで)

(※5)見直し前2万5,700円

- ✓ 幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等を利用し、無償化の対象となるためには、市より「保育の必要性の認定」を受けることが必要。
- ✓ 市民税非課税世帯については、保育の必要性がある0～2歳のこどもも無償。
(認可外保育施設等:月額4万5,700円、幼稚園等の預かり保育:月間利用日数×490円(※6)と
月額1万7,700円(※7)の低い額まで無償) (※6)見直し前450円(※7)見直し前1万6,300円
- ✓ 地域型保育も無償(通常の保育時間を超えた延長保育の利用料除く)。また、企業主導型保育事業も無償
(標準的な利用料まで。(公財)児童育成協会が無償化事務担当)。
- ✓ 認可保育所、認定こども園は通常の保育時間を超えた延長保育の利用料は無償化の対象外。
- ✓ 食材料費(給食・おやつ等)、通園送迎費、行事費等は、無償化の対象外。
(私立幼稚園や国立大学附属幼稚園を利用して、年収360万円未満相当世帯や小学校第3学年終了前
のこどもから数えて第3子目以降のこどもについて、副食(おかず等)の費用免除あり。保育所等を利用する3歳
以上児の給食費のうち、副食費については、保護者の市町村民税額により費用免除あり。)
- ✓ 就学前障がい児の発達支援も無償。(3歳になった初めての4月1日から就学まで3年間。医療費や実費負担の
食費等は利用者負担。お問い合わせ先:障がい福祉課 自立支援係 ☎024-525-3746)

お問い合わせ先

●無償化について

幼保企画課 幼保給付係 ☎024-573-2021

●保育の必要性の認定について

幼保企画課 幼保認定係 ☎024-525-3750

